破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１１９５号
埼玉県川口市上青木６丁目15番２号　グレースシャトー301号、旧住所埼玉県川口市川口１丁目３番16―302号　タウンヒルズ川口寿公園
破産者　福島　茂信
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３２８号
埼玉県南埼玉郡白岡町西５丁目13番16
破産者　原田　昌典
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４９３号
さいたま市緑区大字中尾1588番地５―205、旧住所さいたま市南区大字広ヶ谷戸10番地12
破産者　青木　敦子
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２９７号
埼玉県行田市大字南河原629番地６
破産者　平野　光子
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第８５号
鹿児島県鹿児島市広木２丁目20番15号
破産者　川北　省作
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１１１２号
北海道恵庭市中央501番地の１
破産者　堀内　康文
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５５６号
札幌市西区発寒10条５丁目３番７号　ノースシティー102号室、住民票上の住所札幌市西区発寒10条２丁目８番26―804号
破産者　佐藤　勝弘
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３８６号
仙台市泉区みずほ台11番地の１　ヴェルビュみずほ台中央407、開始決定時の住所仙台市泉区住吉台東３丁目６番地の15
破産者　齋　　次男
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
千葉県東金市上武射田2479番地　テラスハウスアリストD、開始決定時の住所千葉県東金市殿廻496番地１
破産者　藤丸　　忍
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１２３号
千葉県東金市上武射田2479番地　テラスハウスアリストD、開始決定時の住所千葉県東金市殿廻496番地１
破産者　藤丸　妹子
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第３３８号
川崎市宮前区菅生１丁目７番40号　ハイツリバーサイドⅡ―101
破産者　岐津あかね
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５２７号
川崎市高津区子母口394番地２　ワールド交通内、前住所横浜市都筑区牛久保西２丁目20番12号　中川マンション303
破産者　立川　晴美
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５４８号
川崎市宮前区小台２丁目２番地４　橘・学生会館、前住所札幌市手稲区新発寒六条３丁目１番10号２Ｆ
破産者　古市　隆見
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７１号
静岡県賀茂郡南伊豆町加納353番地の２
破産者　山内　經子（旧姓通銅）
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第１０５号
愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字勝田場17番地１　富吉グリーンハイツ３号棟204号、住民票上の住所愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字壱町割１番地４　富吉住宅310号
破産者　石川　髙子
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１４１号
愛知県半田市住吉町３丁目111番地　新日半田住吉ビル502号
破産者　西園　敦志
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２４６号
名古屋市千種区千代が丘１番101―615号千代が丘団地
破産者　水野　勇夫
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３３３号
愛知県春日井市如意申町７丁目15番地５　アーバンハイツ春日井101号
破産者　大久保工業こと　大久保正則
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部